

令和7年度埼玉県小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング事業仕様書（案）

1 目的

本仕様書は、「埼玉県小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング事業実施要綱（令和5年4月1日施行）」に定める事業を受託者が実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託内容

(1) ピアカウンセラーによる個別相談業務

ア 対象者

小児慢性特定疾病児童を養育する親等

イ 実施方法

- ① 県保健所や県内会場（県内全域）にピアカウンセラーを派遣し、小慢保護者等を対象にピアカウンセリング（個別相談）を行う。
- ② 県内会場については、小慢保護者等が、プライバシーに配慮し、安心して相談を受けることができる環境を整えられる会場とすること。
- ③ 県内会場での個別相談は、年3回以上実施すること。
- ④ 県保健所で実施する場合は、保健所の求めに応じて対応すること。（回数は問わない）

(2) 小児慢性児童等の集いの開催

ア 対象者

小児慢性特定疾病児童、そのきょうだい児及び養育する親等

イ 実施方法

集いのテーマについては委託者と相談の上、決定すること。

- ① 集団で実施すること。
- ② 県内全保健所（政令市・中核市含む）に、事業について周知すること。
- ③ 希望する保護者等には、ピアカウンセリングを実施すること。
- ④ 実施回数は年1回以上とする。
- ⑤ 開催日時等は対象者の便宜を考慮し、実施すること。
- ⑥ 事業を実施する際には、保育を行うこととし、保育士・看護師等を従事させること。
- ⑦ 事業の効果を判別するため、アンケートを実施すること。

(3) ピアカウンセラー養成研修の開催

ア 対象者

小児慢性特定疾病児童等既養育者等

イ 実施方法

上記（1）（2）に従事するピアカウンセラーの養成研修を実施する。

養成研修は以下内容とする。

- ・カウンセリングの基礎知識に関すること。
- ・カウンセリングの実践に関すること。

- ・ピアカウンセリングの基礎知識に関すること。
- ・ピアカウンセリングの実践に関すること。
- ・個人情報の保護に関すること。

ウ 講師について

ピアカウンセリング手法に識見を有する医師、学識経験者、養育経験者から選択すること。

エ その他

- ・受講者の募集に当たっては、ピアカウンセラーとして、上記（１）（２）の業務への従事を希望する者を募ること。
- ・研修の修了者に対し修了証を交付すること。
- ・別に定める修了者名簿を作成すること。

4 報告

事業終了後速やかに、別に定める実績報告書に事業の様子を写した写真、従事者名簿、小児慢性児童等の集いのアンケート結果その他参考となる資料を添付の上、委託者に報告すること。

5 その他

- ・事業に係る関係者の安全に配慮すること。
- ・委託料の適切な執行に留意すること。
- ・事業については、対象者の利便性を考慮し、オンラインにより事業を併用することも認める。
- ・この仕様書に定めのない事項等については、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。